

第七章 委員会の運営

一 委員会の権限

1 常任委員会の権限

常任委員会の権限は、調査権と審査権に分けられる。なお、平成一八年の法改正により、委員会における審査や所管事務調査の成果として、常任委員会において所管に関する事項について議案を提出することができるようになった(法一〇九VI)。委員会が議案を提出する場合は、委員会の代表者である委員長が案をそなえ、理由を付け、議長に提出する(標規一四III)。

(一) 調査権

常任委員会の調査権には、委員会固有の権限である所管事務の調査と、議会の権限である法第一〇〇条に基づく調査を議会から付託を受けてする調査がある。さらに法第九八条に基づく検査権を常任委員会に付託された場合の検査があるので、ここに挙げることにする。

れたそれぞれの常任委員会の所管事務に限られるものである。

なお、所管事務の調査は、会期中が原則であるが、個々具体の特定の事務をとらえて継続調査を行う旨の議決があれば、閉会中も調査することができる。また、議長の承認を得て現地に向いて調査することもできる。

(2) 議会からの付託による法第一〇〇条に基づく調査
議会が法第一〇〇条に基づく調査権を行使する場合、通常は、常任委員会か特別委員会に付託して行うことになる。その場合は、議会において法第一〇〇条に基づく調査権を委員会に委任する議決が必要である。また、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出についても、併せて委任する旨の議決がなければこれを行うことができないので、その議決が必要である。証人の出頭又は記録の提出の要求は、議長名をもつて行うことはいうまでもない。

なお、この調査には、通常、議案調査、政治調査と事務調査がある(第四編第四章「一〇〇条調査」参照)。

(参考) 昭三三・一〇・一二行政実例

地方公共団体の事務の調査とは、法第二条第二項の事務であつて、通常は、現に議題となつている事

ここでいう調査とは、「調査事項の実態を把握し、分析し検討して問題点をとらえ、それらの問題点を改善し改革するにはどのような措置を講ずればよいか、採るべき対策なり政策を究明して結論を出すこと」である。単なる実態や実状を確認するだけでなく、問題点に対する改善策と対応策を結論づけることが調査の究極の目的である。

(1) 法第一〇九条に基づく所管事務の調査

所管事務の調査は、常任委員会に与えられた固有の権限であつて、会期中、委員会独自の判断によつて自主的に行うことができる。

常任委員会が所管事務について調査を行う場合は、あらかじめ、委員長から議長に対して調査事項、調査の目的、方法及び期間等を通知しなければならない(標規七三)。これは、常任委員会固有の権限であるから、議長の承認を得る必要はないが、委員会室の使用、説明員の出席要求、費用弁償の支給、議長の出席の調整等のため、あらかじめ、議長に対する通知を義務づけているものである。

所管事務の調査は、条例案その他議案の立案のためや問題点のある具体の事務の改善策を究明するための調査が主で、その町村の事務で、委員会条例で規定さ

項若しくは将来議題に上るべき基礎事項(議案調査)につき調査し、又は世論の焦点となつている事件(政治調査)等につきその実状を明らかにし、その他一般的に地方公共団体の重要な事務の執行状況を調査(事務調査)することをいう。

(3) 議会からの付託による法第九八条に基づく検査

町村の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町村长・教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納の検査をする権限は、議会に与えられた権限である。議会がこの検査を行う場合、通常、委員会に付託して行われている。

この検閲、検査は、書類及び計算書を通して、又は町村長その他から報告書を徴して行うべきもので、実地検査は許されないものである(第四編第一章「事務の検査」参照)。

(二) 審査権

議会の予備的審査機関として、議案、請願等を審査する権限である。常任委員会は、条例で定められたそれぞれの所管の議案、請願等については、法律上は、当然に固有の権限として審査権を有する。

委員会の権限

委員会

規程 条例 予算 決算 委員会 金 協

らん
7/31

第8章 委員会 第6節 事務調査

とができることになっているが、臨時会において臨時会は所管事務の調査を行うことができるか。

解答 所管事務調査は、開会中であれば定例会、臨時会の区別なしに行うことができる。ただし、継続審査（調査）事件については告示された事件及び急施事件以外は、取り扱うことができない。

○閉会中の所管事務調査等の継続調査の議決方法

地方議会二五

事例 当町では各常任委員会が閉会中に所管事務調査を行う場合、具体的な件名を特定せず所管事務全般を包括的に指定し、議会の閉会中も調査を行うことができるとして、議決を得ている。

この場合、閉会中の継続調査の議決の方法は適当か。また、閉会中他町村等への調査を行う場合の手続きはどうか。

なお、請願等の付託事件については、その事件毎に閉会中の継続審査の議決を得ている。

解答 常任委員会が行う所管事務調査は、各委員会の所管事務の中の具体的事項について行われるべきものであり、所管事務全般を包括的に掲げて調査を行うのは法第109条第3項並びに第6項の趣旨に反する。このことは、閉会中の継続調査の議決についても同様である。